

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市が目指すSDGsの達成や、スーパースマートシティを構成する「地域共生社会」などの構築に向け、男女が共に活躍できる社会を実現するため、新たに計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法に規定する計画(努力義務)
- 女性活躍推進法に規定する計画(努力義務)
- 配偶者暴力防止法に規定する計画(努力義務)
- 第6次宇都宮市総合計画の分野別計画
- 宇都宮市男女共同参画推進条例に規定する計画
- SDGsの目標5「ジェンダー平等の実現」を初めとして、目標8「働きがい・経済成長」、目標10「不平等是正」などの達成に貢献し、持続可能なまちを目指す計画

3 計画の期間 令和5年度～令和9年度までの5年間

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化

- (1) 人口減少・少子高齢化の進展
・未婚・単身世帯の増加
・地方から大都市圏への若年者、特に女性の流出※
※転出の背景: 固定的な性別役割分担意識や性差による偏見、アンコンシャス・バイアスの存在なども要因の一つ
- (2) 女性の経済的自立に向けた環境整備
・新型コロナ下で、非正規雇用やひとり親世帯などの女性の雇用や生活面に大きな影響
- (3) ジェンダー平等の世界的潮流

2 国の動き

- (1) 「働き方改革関連法」の施行や「女性活躍推進法」、「育児・介護休業法」の改正
・男女ともに家庭と仕事の両立が可能な就業環境の整備

- (2) 「DV防止法」の改正、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の成立
・被害者の保護と関係機関との連携強化、「DV」や「売春」の視点のみならず、性被害や家庭の状況など困難な問題を抱える女性への支援など幅広い支援
- (3) 「女性活躍・男女共同参画の重点方針」や「女性デジタル人材育成プラン」等の策定
※地域に根強く存在する固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消

3 県の動き

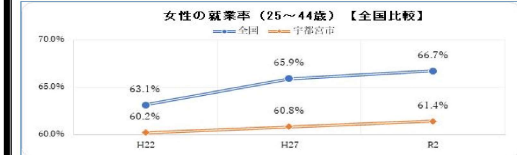
- (1) 「とちぎパートナーシップ宣誓制度」の導入
・誰もが自分らしく生きられる共生社会の実現に向け、性的マイノリティのカップルを認証

第3章 本市の現状

1 データから見る本市の現状

- (1) 女性の人口推移等
・女性の生産年齢人口の構成比が減少。10代から20代の女性の首都圏への転出超過も要因。
栃木県の「女性の生き方等への寛容性※」: 全国42位(未婚女性回答「ライフルホームズ総研」調査より)
※寛容性: 一人ひとりの価値観や生き方の違いを尊重する意識

- (2) 女性の就業状況
・女性全体の就業率や子育て期に当たる女性の就業率が増加。依然として全国と比較は低い。



- (3) 指導的地位に占める女性
・女性会長や防災会議、審議会等における女性の占める割合が全国と比較は低い。

2 市民意識調査、事業所意識調査、児童意識調査結果

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消
・「男性優遇」と感じている市民の割合が減少。
・「社会通念・慣習」、「職場」、「地域社会」が高い。
「社会通念・慣習:72.7%」、「職場:51.5%」
・「男は仕事、女は家庭が良い」とした市民の割合が減少。世代間で差があり、高齢になるほど高い。
20代男性:1.8%、70代以上男性:14.6%

- (2) 男性のワーク・ライフ・バランスの促進
・「男性が育児休業を取得しづらい理由」について「職場に取りやすい雰囲気がない」や「周囲の人に迷惑がかかるから」と回答した市民の割合が高い。
「職場に取りやすい雰囲気がない」30代男性:78.0%、「周囲の人に迷惑がかかるから」30代男性:62.7%

- (3) 企業における女性管理職の登用促進
・「女性管理職がない理由」について、「能力の面で適任者がいない」、「女性に向いていない」と回答した事業所の割合が高い。
「適任者がいない」と回答した事業所:36.9%、「向いていない」と回答した事業所:18.1%
・民間企業の管理職に占める女性の割合:10.0%(R1国:11.4%)

- (4) 女性の就労支援
・「女性の再就職に必要なこと」について、「夫の理解や家事・育児等への参加」のほか、「柔軟な働き方」と回答した女性が多い。
「夫の理解や家事育児などへの参加」:83.7%、「フレックスタイム制度や育児休業制度の導入」:60.4%
・「女性が職業をもつことへの考え方」について、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した女性が最も多い。(30代女性:32.1%)

- (5) 地域・社会への参画促進
・「方針決定の場への女性の参画に必要なこと」について、「男性優位の組織運営の改善」や「女性自身の積極的な参画意識」と回答した市民の割合が多い。
・「自治会などの役職は男性が担うべきだ」について、「そう思う」と回答した市民の割合は、男性より女性の割合が多い。
「男性優位の組織運営の改善」:34.9%、「自治会などの役職は男性が担うべき」40代男性:13.9%、40代女性:26.6%

- (6) DV被害の防止
・「最初に相談した時期」について、「暴力を振るわれてから5年以上」と回答した被害者の割合が半数。
・「心身に不調を抱えている」と回答した被害者が多い。
「現在の健康に不安がある」と回答した被害者:72.0%

- (7) 性的マイノリティへの理解
・「性的マイノリティの人権を守る啓発や施策が必要か」について、「わからない」と回答した市民の割合が半数以上と多い。
・事業所に必要な支援として、「性的マイノリティに関するガイドライン等の提供」が求められている。
「わからない」と回答した市民:53.8%、「ガイドライン等の提供」と回答した事業所:29.8%

- (8) 女性の健康への理解
・「パートナーに自身の健康について理解されているか」について、「理解されている」と回答した市民の割合が全ての世代で大きく減少。特に50代女性が減少。
「理解されている」と回答した50代女性 H28:60.1% → R3:34.2%

3 第4次宇都宮市男女共同参画行動計画の評価と課題

名称	主な取組・評価	課題
基本目標1 ■男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	・教育の推進、広報・啓発活動 ・男性自身の家庭参画促進 ・男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担意識の解消 →様々な啓発や取組により、徐々に固定的な性別役割分担意識の解消が図られている。	・中高年男性に固定的性別役割分担意識が残っている状況があり、女性が「地域」や「職場」で活躍していく上で、解消を図っていく必要があることから、世代や活動の場に応じた啓発の実施
基本目標2 ■さまざまな分野における男女共同参画の推進	・人材育成、仕事と子育ての両立支援、働きやすい環境整備、地域における男女共同参画の推進、女性の登用促進 →女性の就業率は微増したが、全国と比較すると低く、また、女性管理職の割合も低い状況。 →新型コロナの影響により、社会活動に参加している人の割合が減少。 →本市の審議会等への女性登用率は低い状況。	・企業における女性人材育成や活躍の支援の充実 ・男性にとっても働きやすい職場環境整備の促進 ・地域における女性活躍の推進 ・本市の審議会における女性登用に向けた取組の強化
基本目標3 ■人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備	・DV対策、性暴力・性犯罪被害等の未然防止、性についての理解促進、性差に応じた健康支援 →DV被害を受けたことのある女性の割合は減少。	・相談窓口に変更する周知、若年層からの未然防止啓発の充実

4 第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画の評価と課題

名称	主な取組・評価	課題
基本目標1 ■DVを許さない社会づくり	・DV防止・理解促進に向けた啓発、若年層からの意識啓発、人権教育、男女共同参画の意識づくり →民生委員等や中・高・大学等を対象とした出前講座に取組、啓発を着実に進めた。	・DVの未然防止や早期発見 ・ICTを活用した出前講座等の啓発機会の充実
基本目標2 ■相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実	・相談窓口の周知、相談機能の充実、関係機関との連携、被害者の自立支援等 →相談窓口の周知や相談機能の充実に取り組み、DV被害を受けた女性は減少。国や他市の相談の受け皿の増加により、本市への相談は減少。	・相談窓口があることについての効果的な周知 ・児童福祉部門や関係機関、民間団体と連携した被害者とその子どもへの支援の充実
基本目標3 ■関係機関等との連携の充実	・関係部署、関係機関等、他市町との連携 →相談件数の減少に伴い連携した相談案件数が減少	・関係部署・関係機関との連携による対策推進

第3章 本市の現状

5 課題の総括

■世代や活動の場に応じた固定的性別役割分担意識解消に向けた取組が必要

・固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、各世代や活動の場に応じた意識醸成が必要。

・女性のキャリア形成支援や固定的性別役割分担意識の払拭など企業における経営者や管理職の意識改革に向けた取組が必要。

■女性の経済的自立に向けた取組と男性も含めたワーク・ライフ・バランスの推進が必要

・女性の経済的自立に向け、柔軟な働き方の促進や柔軟な働き方を可能にするデジタルスキルの習得・就労支援が必要。

・若年女性の首都圏への転出超過が続く中、若年女性のニーズを踏まえた雇用の受け皿の確保や環境整備が必要。

・男性自身の家事や育児への理解促進と、企業における、男性従業員が家事・育児に参加できる職場風土づくりの促進が必要。

・固定的な役割分担意識を解消し、地域活動における女性参画を促進することが必要。

・本市の審議会等について、積極的な女性登用への働きかけがなされるよう、取組の強化が必要。

■DVのみならず、困難な問題を抱える女性への幅広い支援が必要

・DV被害の潜在化を防ぐため、相談窓口の広い周知や未然防止の啓発が必要。

・DV被害者への心身の健康回復や就労など自立に向けた支援が必要。また、DV被害者の子どもが多くが虐待などを受けており、支援の充実が必要。

・コロナ下で、不安や困難を抱える女性が増加する中、孤立化・潜在化する悩みに対応するとともに、多様なニーズに応じた支援が必要。

・性的マイノリティについて、社会全体での理解促進に加え、企業における理解や取組の促進に向けた支援が必要。

・妊娠、出産、更年期や女性特有の疾患等、女性の健康に対する理解を深められるよう、性差やライフステージに応じた正しい健康知識の理解促進や健康支援が必要。

第4章 計画の基本的な考え方・第5章 施策の展開

1 基本理念 (男女共同参画推進条例第3条)

- | | | |
|-------------------------------|-----------------------|--------------------|
| 1 男女の個人としての尊厳の尊重 | 3 方針の立案及び決定への参画機会の確保 | 5 男女の生涯にわたる健康の確保 |
| 2 性別役割分担を反映した慣行にとられない活動の自由な選択 | 4 家庭生活における活動と他の活動との両立 | 6 国際社会における動向の留意と協調 |

2 目指すべき姿

多様な価値観を尊重し、人と人とのつながりを大切にしながら 誰もが活躍できる社会

基本目標	施策の方向	施策名	成果指標
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の浸透	施策の方向1 固定的性別役割分担意識の解消や慣行の見直し	施策1 世代に応じた固定的性別役割分担意識の解消	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」と考える市民の割合（賛成又はどちらかと言えば賛成の割合）
		施策2 活動の場に応じた固定的性別役割分担意識の解消	
	施策の方向2 男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実	施策3 若年層における男女共同参画の教育の推進	社会全体における男女の地位が平等と感じている人の割合
		施策4 男女共同参画の学習機会の充実	
		施策5 男女共同参画についての広報・啓発活動	
基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進	施策の方向3 雇用の場における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	施策6 女性の活躍に向けた人材育成・就労支援	女性の就業率（25～44歳まで）
		施策7 仕事と子育てや介護等との両立支援	民間企業の管理職に占める女性の割合（課長相当職）
		施策8 働きやすい職場環境整備に向けた支援	女性の就業率（25～44歳まで）
	施策の方向4 地域・社会における男女共同参画の推進	施策9 男性の家庭参画の促進	男性の育児休業取得率
		施策10 女性のチャレンジへの支援	ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組み、効果が出ていると感じている事業所の割合
施策11 地域における男女共同参画の推進	社会活動に参加する割合（PTA、生涯学習、スポーツ、NPO、ボランティア活動など）		
基本目標Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	施策の方向5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	施策12 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進	審議会等委員に占める女性の割合
		施策13 自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進	
基本目標Ⅳ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	施策の方向6 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援	施策14 配偶者等からの暴力対策の推進とDV被害者等への支援の充実	この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合
		施策15 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止	配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合（市配偶者暴力相談センターのほか、県・国等の相談機関の窓口）
	施策の方向7 困難を抱える女性への支援	施策16 不安や困難を抱える女性への支援	この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性の割合
		施策17 多様な性についての理解促進	つながりサポート女性支援事業において連携したNPOの数
基本目標Ⅳ 一人ひとりの人権が尊重された社会づくり	施策の方向8 多様な性を尊重する社会づくりと性差に応じた健康支援	施策18 性についての教育・学習機会の充実	LGBTQの言葉も内容も知っている市民の割合
		施策19 性差に応じた生涯にわたる健康支援	

第6章 計画の推進

1 市民、事業者、関係団体等との協働

主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策に取り組む。

2 宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」を中核とした男女共同参画の推進

3 推進体制

- (1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置 (3) 宇都宮市女性活躍推進協議会の設置
(2) 宇都宮市男女共同参画審議会の設置

4 計画の進行管理

計画の実効性を高め総合的に推進していくため、条例に基づき施策の進捗状況等を毎年度取りまとめ、公表する。